

令和7年度 山形地方最低賃金審議会

第1回

山形県最低賃金専門部会

期 日 令和7年8月1日（金）

10:00～

場 所 山形労働局 大会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 山形労働局労働基準部長あいさつ
- 3 議事
 - （1）部会長、部会長代理の選出について
 - （2）山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程について
 - （3）審議日程について
 - （4）山形県最低賃金の改正決定について
 - （5）その他
- 4 その他
- 5 閉会

資 料 目 次

I 審議会運営及び日程関係

- 1 令和7年度山形地方最低賃金審議会山形県最低賃金専門部会委員名簿・・・・・・・・ 1
- 2 山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 令和7年度山形県最低賃金専門部会開催日程について（案）・・・・・・・・ 4

II 山形県最低賃金の引上げ率及び影響率一覧表【基礎調査結果抜粋】・・・・・・・・ 5

令和7年8月1日

令和7年度山形地方最低賃金審議会
山形県最低賃金専門部会委員名簿

(公益代表委員)

粕谷 真生	弁護士
コーエンズ久美子	山形大学人文社会科学部教授
丸山 政己	山形大学人文社会科学部教授

(労働者側委員)

石川 正樹	日本労働組合総連合会山形県連合会副事務局長
柿崎 隆英	山形航空電子労働組合執行委員長
納富 聡	JAM南東北山形県連絡会会長

(使用者側委員)

木村 和浩	山形商工会議所専務理事
丹 哲人	一般社団法人山形県経営者協会専務理事
仁藤 友貴	株式会社ハッピージャパン取締役総務企画部長

(注) 掲載順は、五十音順である。

山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程

第1条 山形地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）並びに山形地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、山形労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

2 前項の規定により山形労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の10日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、山形労働局長に通知するものとする。

第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときには、あらかじめ部会長に適切な方法で通知するものとする。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でないものの説明又は意見を聞くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、山形地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

第1条 この規程は、令和3年7月20日から施行する。

(案)

令和7年度 山形県最低賃金専門部会開催日程について

【公開】 第1回 8月 1日(金) 午前10時

【非公開】 第2回 8月 6日(水) 午後1時15分

【非公開】 第3回 8月 8日(金) 午前10時

【非公開】 第4回 8月19日(火) 午後3時

【非公開】 第5回 8月22日(金) 午前10時

【非公開】 第6回 8月25日(月) 午後1時30分

※ 部会長報告、答申

8月26日(火) 午後1時15分 第3回山形地方最低賃金審議会

3 山形県最低賃金の引上げ率及び影響率一覧表（引上げ額0-50円）

現行時間額	955円		（調査母集団 180,639人 ）		
改正時間額	引上げ額	引上げ率	影響率	影響者数	備考
955円	0円	0.00%	2.67%	4,822人	※=未満率
956円	1円	0.10%	8.96%	16,187人	
957円	2円	0.21%	9.13%	16,501人	
958円	3円	0.31%	9.39%	16,966人	
959円	4円	0.42%	9.47%	17,108人	
960円	5円	0.52%	9.50%	17,156人	
961円	6円	0.63%	12.30%	22,212人	
962円	7円	0.73%	12.43%	22,447人	
963円	8円	0.84%	12.48%	22,549人	
964円	9円	0.94%	12.56%	22,696人	
965円	10円	1.05%	12.67%	22,891人	
966円	11円	1.15%	13.98%	25,256人	
967円	12円	1.26%	14.09%	25,444人	
968円	13円	1.36%	14.15%	25,559人	
969円	14円	1.47%	14.31%	25,849人	
970円	15円	1.57%	14.48%	26,150人	
971円	16円	1.68%	15.27%	27,589人	
972円	17円	1.78%	15.31%	27,656人	
973円	18円	1.88%	15.40%	27,822人	
974円	19円	1.99%	15.58%	28,137人	
975円	20円	2.09%	15.63%	28,241人	
976円	21円	2.20%	16.61%	29,997人	
977円	22円	2.30%	16.66%	30,093人	
978円	23円	2.41%	16.85%	30,429人	
979円	24円	2.51%	17.08%	30,858人	
980円	25円	2.62%	17.11%	30,916人	
981円	26円	2.72%	18.97%	34,264人	
982円	27円	2.83%	18.99%	34,306人	
983円	28円	2.93%	19.14%	34,567人	
984円	29円	3.04%	19.23%	34,733人	
985円	30円	3.14%	19.42%	35,088人	
986円	31円	3.25%	20.29%	36,655人	
987円	32円	3.35%	20.41%	36,867人	
988円	33円	3.46%	20.47%	36,980人	
989円	34円	3.56%	20.65%	37,297人	
990円	35円	3.66%	20.70%	37,399人	
991円	36円	3.77%	21.53%	38,886人	
992円	37円	3.87%	21.60%	39,017人	
993円	38円	3.98%	21.64%	39,096人	
994円	39円	4.08%	21.74%	39,275人	
995円	40円	4.19%	21.89%	39,535人	
996円	41円	4.29%	22.05%	39,826人	
997円	42円	4.40%	22.15%	40,008人	
998円	43円	4.50%	22.29%	40,272人	
999円	44円	4.61%	22.43%	40,517人	
1000円	45円	4.71%	22.55%	40,728人	
1001円	46円	4.82%	26.41%	47,700人	
1002円	47円	4.92%	26.51%	47,886人	
1003円	48円	5.03%	26.64%	48,119人	
1004円	49円	5.13%	26.66%	48,163人	
1005円	50円	5.24%	26.71%	48,253人	

資料出所：山形労働局「最低賃金に関する基礎調査（令和7年）」

3 山形県最低賃金の引上げ率及び影響率一覧表（引上げ額51-100円）

現行時間額	955円		（調査母集団 180,639人 ）		
改正時間額	引上げ額	引上げ率	影響率	影響者数	備考
1006円	51円	5.34%	27.09%	48,942人	
1007円	52円	5.45%	27.16%	49,055人	
1008円	53円	5.55%	27.23%	49,183人	
1009円	54円	5.65%	27.30%	49,323人	
1010円	55円	5.76%	27.36%	49,431人	
1011円	56円	5.86%	27.72%	50,077人	
1012円	57円	5.97%	27.98%	50,542人	
1013円	58円	6.07%	28.03%	50,630人	
1014円	59円	6.18%	28.10%	50,764人	
1015円	60円	6.28%	28.21%	50,964人	
1016円	61円	6.39%	28.43%	51,348人	
1017円	62円	6.49%	28.48%	51,446人	
1018円	63円	6.60%	28.63%	51,717人	
1019円	64円	6.70%	28.66%	51,766人	
1020円	65円	6.81%	28.76%	51,952人	
1021円	66円	6.91%	29.25%	52,830人	
1022円	67円	7.02%	29.33%	52,984人	
1023円	68円	7.12%	29.55%	53,374人	
1024円	69円	7.23%	29.62%	53,506人	
1025円	70円	7.33%	29.67%	53,598人	
1026円	71円	7.43%	29.93%	54,061人	
1027円	72円	7.54%	29.98%	54,147人	
1028円	73円	7.64%	30.04%	54,269人	
1029円	74円	7.75%	30.13%	54,434人	
1030円	75円	7.85%	30.23%	54,615人	
1031円	76円	7.96%	30.98%	55,962人	
1032円	77円	8.06%	31.01%	56,008人	
1033円	78円	8.17%	31.07%	56,129人	
1034円	79円	8.27%	31.15%	56,275人	
1035円	80円	8.38%	31.33%	56,601人	
1036円	81円	8.48%	31.66%	57,188人	
1037円	82円	8.59%	31.69%	57,236人	
1038円	83円	8.69%	31.74%	57,332人	
1039円	84円	8.80%	31.95%	57,708人	
1040円	85円	8.90%	32.02%	57,836人	
1041円	86円	9.01%	32.20%	58,165人	
1042円	87円	9.11%	32.41%	58,540人	
1043円	88円	9.21%	32.43%	58,577人	
1044円	89円	9.32%	32.60%	58,881人	
1045円	90円	9.42%	32.86%	59,367人	
1046円	91円	9.53%	33.06%	59,724人	
1047円	92円	9.63%	33.09%	59,772人	
1048円	93円	9.74%	33.25%	60,071人	
1049円	94円	9.84%	33.31%	60,166人	
1050円	95円	9.95%	33.39%	60,324人	
1051円	96円	10.05%	33.97%	61,368人	
1052円	97円	10.16%	33.99%	61,399人	
1053円	98円	10.26%	34.14%	61,666人	
1054円	99円	10.37%	34.17%	61,721人	
1055円	100円	10.47%	34.19%	61,766人	

資料出所：山形労働局「最低賃金に関する基礎調査（令和7年）」